

## ● 規程改正の概要

要 旨	<p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正に伴う改正  職務専念義務を免除された場合における国の非常勤職員の給与の取扱いの変更を踏まえ、山梨県の関係規定が改正されたことから、会計年度任用職員の休暇について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>○現状、無給休暇と位置付けている会計年度任用職員に係る次の休暇を、県に準じ、アについては有給休暇、イについては職務免除とする。  ア 妊娠中又は出産後の会計年度任用職員の通院休暇  イ 妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇</p> <p>2 年次有給休暇に係る規定の改正  平成31年度から労働基準法において、原則として毎年5日の年次有給休暇を取得させる義務が使用者側へ課されたことを受け、付与日数及び取得日数の斉一的な管理を可能とする観点から、会計年度任用職員の年次有給休暇を年度ごとに付与する取扱いとするため、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>(1) 任期及び勤務日数に応じて定める日数の年次有給休暇を、年度ごとに、付与する。(別表1)</p> <p>(2) 再度任用等により1年度を超えて継続勤務となる場合は、継続勤務の年度数及び勤務日数に応じて定める日数の年次有給休暇を付与する。(別表2)</p>
施行期日	<p>令和2年7月1日から施行する。ただし、2の改正については、令和2年4月1日から適用する。</p>



# 会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和2年7月1日施行)

新		旧	
別表 3 (有給休暇 第 18 条関係)		別表 3 (有給休暇 第 18 条関係)	
休暇の種類	期間又は取得基準	休暇の種類	期間又は取得基準
略		略	
交通機関の事故等による不可抗力休暇	略	交通機関の事故等による不可抗力休暇	略
妊娠中又は出産後の通院休暇	勤務時間等規程の「妊娠中又は出産後の職員の通院休暇」の例による。		
略		略	
備考 略		備考 略	
別表 4 (無給休暇 第 18 条関係)		別表 4 (無給休暇 第 18 条関係)	
休暇の種類	期間又は取得基準	休暇の種類	期間又は取得基準
略		略	
生理休暇	略	生理休暇	略
		妊娠中又は出産後の通院休暇	勤務時間等規程の「妊娠中又は出産後の職員の通院休暇」の例による。

略	<p>妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合の休暇</p>	
略	略	

略	<p>妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合の休暇</p>	<p>所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲で必要とされる時間</p>
略	<p>妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合の休暇</p>	<p>妊娠中の女子の職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると思われる場合</p>

—		
略		

の休暇		
略		



# 会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和2年4月1日施行)

新	旧
<p>(休暇)</p> <p>第18条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次の各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表1の任期の区分ごとに定める日数</p>	<p>(休暇)</p> <p>第18条 会計年度任用職員の年次有給休暇は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 1週間の勤務日が5日以上又は1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上である者及びび週以外の期間によって勤務形態が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が217日以上である者は、採用の日から6月継続して勤務した場合には、1の年において10日の年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>二 前号に掲げる者が採用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、1の年において10日に、別表1の上覧に継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次有給休暇を与えるものとする。</p>
<p>二 任期の満了により退職した後同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））</p>	<p>二 前号に掲げる者が採用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、1の年において10日に、別表1の上覧に継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次有給休暇を与えるものとする。</p>

- 三 任期の満了により退職した後、翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員
- 1 週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に  
応じ、それぞれ別表2の継続勤務期間の初日の属する年度から  
現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度にお  
いてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるとき  
は、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を  
下回る場合にあっては、0））
- 2 理事長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する  
時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に  
年次有給休暇を与え、他の業務の正常な運営を妨げる場  
合においては、他の時季にこれを与え、請求された時季に  
年次有給休暇を請求する時季に与えなければならない。た  
だし、請求された時季に年次有給休暇を与え、他の業務の  
正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与  
えることができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要  
がある場合においては、1時間を単位とすることができる。
- 4 前項の場合において、1時間を単位として使用した年次  
有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務  
時間をもち、勤務日1日当たりの勤務時間が同一でない  
パートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日  
当たりの平均勤務時間をもち1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを  
除く。）は、1年度における年次有給休暇の残日数が20日  
を超えない会計年度任用職員にあっては、当該残日数（1日未  
満の端数が

- 三 第1号に規定する以外の期間によって勤務形態を定めら  
れている者で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であ  
る者の年次有給休暇は、別表2のとおりとする。
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを  
除く。）は、1の年における年次有給休暇の残日数が20日  
を超えない者においては、当該残日数（1日未満の端数が  
あるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数）  
を、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 第2項から前項までに規定する年次有給休暇の単位は、  
1日又は1時間とする。



あるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数)、残日数が20日を超える会計年度任用職員にあっては20日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

- 6 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇に  
関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 第1項から第6項までに定めるもののほか、会計年度任用職員  
に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるも  
のとする。

別表1 (年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務 日の日数	5日以 上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	217日 以上	169日か ら216日 まで	121日か ら168日 まで	73日か ら120日 まで	48日か ら72日 まで
任 期	6月を 超え1 年以下	7日	5日	3日	1日
	5月を 超え6 月以下	7日	4日	2日	1日
	4月を 超え5	5日	2日	1日	1日

- 4 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇に  
関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 第1項から第4項までに定めるもののほか、会計年度任用職員  
に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるも  
のとする。

別表1 (年次有給休暇 第18条関係)

継続勤務が6月を超え ることとなる日から起 算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以 上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10 日

月以下									
3月を超え4月以下	3日	2日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日
2月を超え3月以下	2日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日
1月を超え2月以下	1日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表2 (年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務年数	6月	5日	3日	1日
	1年6月	8日	4日	2日
	2年6月	9日	4日	2日
3年6月	10日	8日	5日	2日

別表2 (年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	4日	2日

の属す	度								
る年度	3年	14日	10日	8日	5日	2日			
から現	度								
年度ま	4年	16日	12日	9日	6日	3日			
での年	度								
度数	5年	18日	13日	10日	6日	3日			
	度								
	6年	20日	15日	11日	7日	3日			
	度以								
	上								

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以	15日	11日	7日	3日
	上				

